

同一場所で経営する複数店舗の申請について

- 同じ敷地や同じ建物で複数の店舗を経営されている場合、原則として1事業所として取り扱い、1申請のみとなります。
- ただし、法人事業税等でその店舗を事業所として扱っていたり、県税事務所への開業届がそれぞれの店舗でされている等により、別店舗であることが明らかな場合にはそれぞれの店舗が認証の対象になります。
- 複数店舗としての認証を希望される場合には、事務局から店舗の状況について確認させていただくとともに、巡回時に現地確認の上で決定しますので、事務局にご相談ください。

長野県